

横須賀市 障害とくらしの支援協議会 運営ガイドライン①

1. 自立支援協議会とは

自立支援協議会は、障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」といいます。）第八十九条の三に位置付けられています。つまり、自立支援協議会は、障害者総合支援法の理念を果たすための手段のひとつとして位置付けられています。

「障害者総合支援法」第八十九条の三

地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（次項において「関係機関等」という。）により構成される協議会を置くように努めなければならない。

2 前項の協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関わる課題について情報を共有し、**関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。**

また、障害者総合支援法の理念を果たすために、市町村は「障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」といいます。）」を定めています。市町村障害福祉計画を定めるにあたっては、自立支援協議会の意見を聴くように努めなければならないとされています。

「障害者総合支援法」第八十八条

9 市町村は、第八十九条の三第一項に規定する協議会を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

2. 「横須賀市 障害とくらしの支援協議会」とは

横須賀市では自立支援協議会を「横須賀市 障害とくらしの支援協議会」という名称で開催しています。名称については、柔らかい表現とするため、ひらがなを使い、障害と地域での生活が連想しやすく、法改正による影響のないシンプルな表現として、「横須賀市 障害とくらしの支援協議会」としました。(以下、協議会といいます。)

協議会の設置から時が経った今、改めて目的や機能について整理をしたいと思います。

なお、これ以降の文章では、障害者総合支援法が示す一般的な協議会のあり方については「自立支援協議会」、横須賀市として検討し実践をしていく具体的な協議会のあり方については「協議会」と表記します。

(1) 基本理念

障害者総合支援法 第一条の二

障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、**障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現**するため、全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと並びに障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することを旨として、総合的かつ計画的に行わなければならない。

(2) 目的

横須賀市にお住いのだれもが夢と希望をもつことのできるくらしを実現するために、ありとあらゆる人々が集まり、考え、実践していく場とします。特に障害のある人、その家族、その人たちを支援する支援者、そして地域社会の視点から横須賀市でのくらしの夢と希望を実現していくことを目指します。

(3) 会議体としての独自性

障害者総合支援法に基づき、市の要綱により設置されている協議会は、前項にもあるように「保健・医療・福祉・教育・就労等」の他分野・多職種の関係者が集まり、横須賀市の課題について共有し、自らの課題として受け止め、解決に向かうために多様な支援を一体的かつ継続的に行うことが求められます。

協議会は、実際にくらしにくいと感じている障害のある方を思い浮かべながら、施策立案を含め、様々な手段で支援体制について横須賀市（行政）と民間関係者が協働しながら課題解決に臨みます。

また、協議会の大きな役割の一つとして、「横須賀市障害福祉計画（横須賀市障害児福祉計画を含む）」の策定にあたっては、単に「数値目標」の評価ではなく、計画の啓発活動・提供体制の確保・進捗状況のモニタリング等、地域に根差した計画策定に寄与していきます。

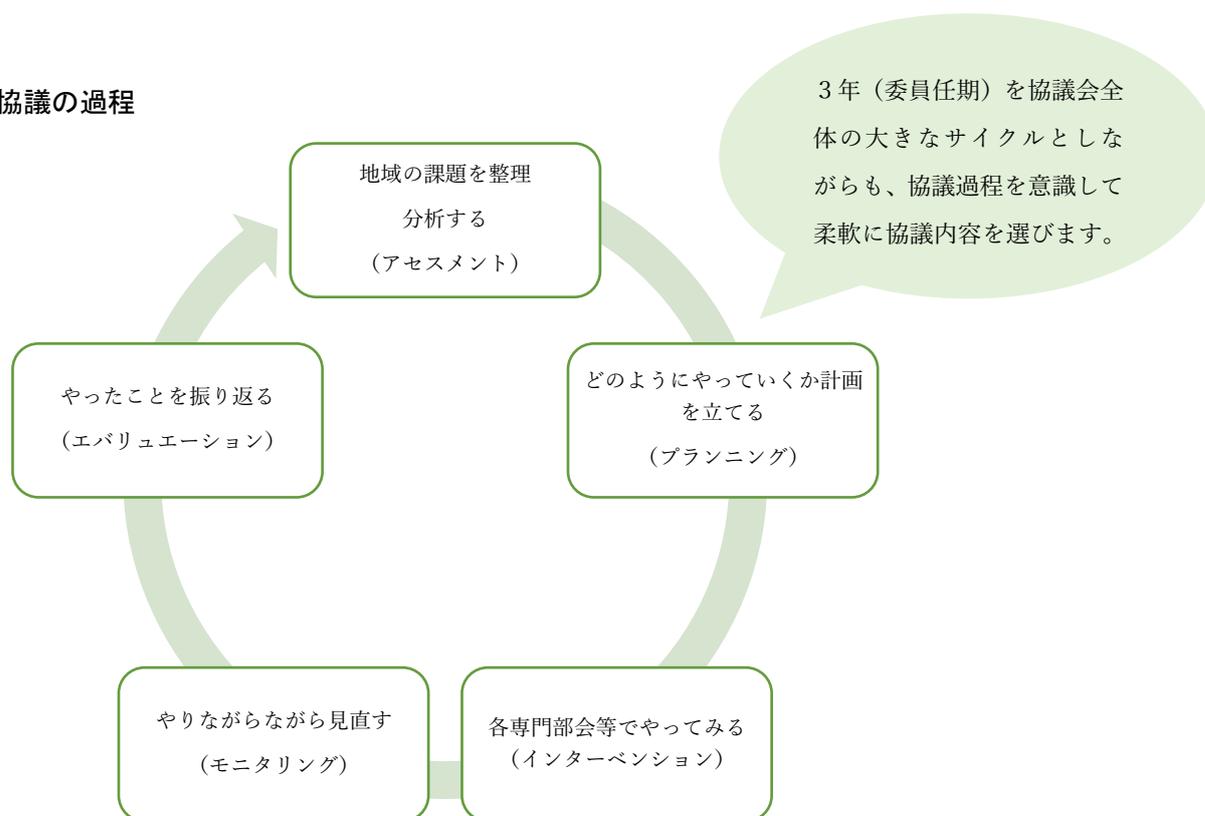
「横須賀市 障害とくらしの支援協議会」の行動指針

(1) 専門性を発揮する

協議会の理念・目的達成のためには、課題抽出だけでなく、現状を改善する「横須賀市の障害福祉の中核的な役割を果たす協議の場」であることが求められます。現状を改善するための協議を行うために、皆さんが日々行っている「実践」を、目の前の個人だけではなく、地域の社会資源に対しても実践していきます。

支援に活用されるありとあらゆるもの（制度・連携・情報・集団・個人の有する知識や技術等）が社会資源です。協議会の目指す理念・目的を果たしていくには、様々な社会資源への働きかけが必要不可欠です。障害福祉サービスや制度に基づくフォーマルな支援と、セルフヘルプグループやボランティア、地域の人などを含むインフォーマルな支援の両輪で検討をしていきます。

(2) 協議の過程

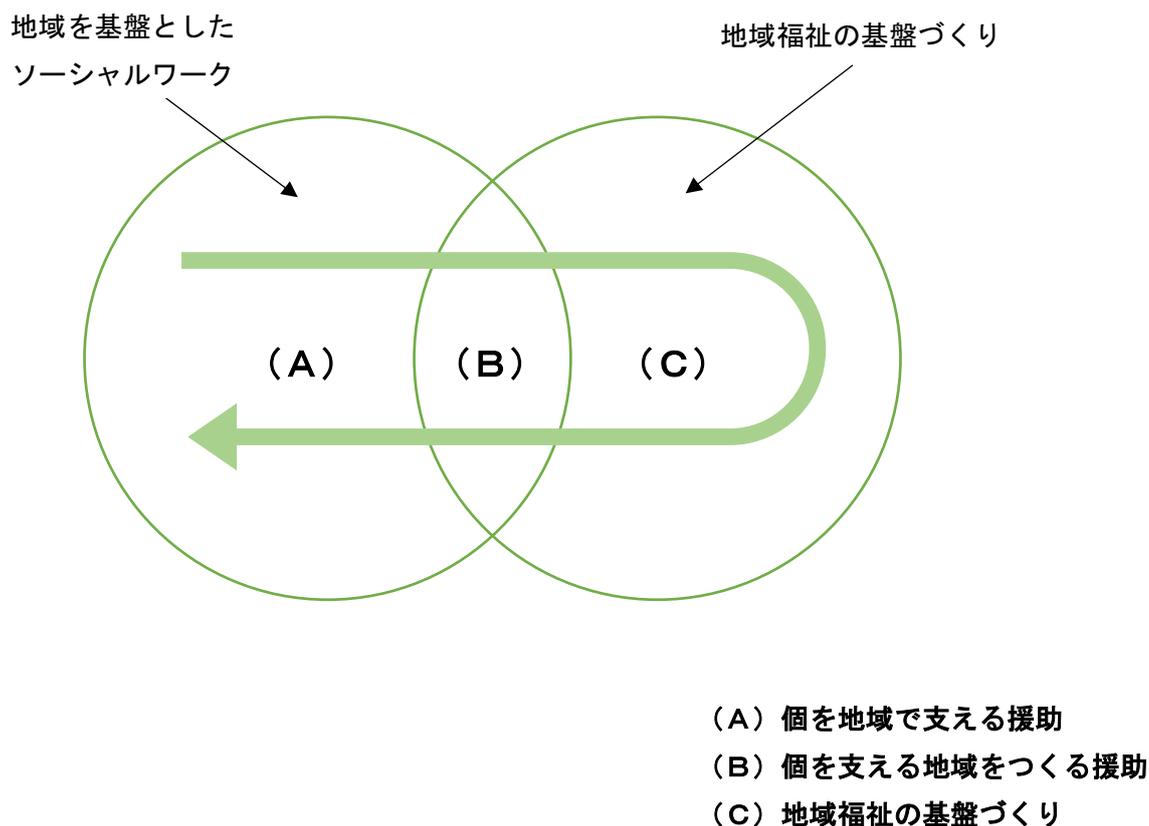


協議会を地域に対する社会福祉実践（ソーシャルワーク）の場として捉えると、協議の過程は上記のとおりです。活発な協議のためには、課題の抽出・整理・分析（アセスメント）が何より重要です。協議の際には必ず各自が、「なぜ課題になっているのだろう」と考えながら参加します。

課題を整理（アセスメント）して、何かをやってみても（プランニング・インターベンション）解決困難な課題が出てくるとも思います。なぜうまくいかないのか見直す（モニタリング）、振り返る（エバリュエーション）ことも協議の過程として重要ですが、目先の問題解決だけを求めず、地域のネットワークの一体感を大切にします。すぐに解決出来なくてもこの過程を繰り返す中で、気づかないうちに前進していることがあるはずです。協議会のネットワークを活用し、それぞれが日々の業務の協力者を増やします。

4. 協議会が行うこと

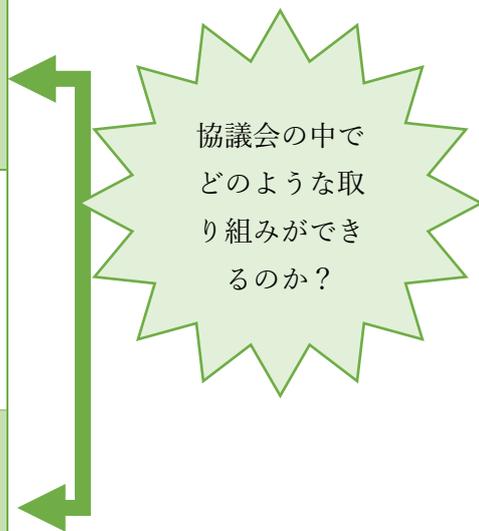
協議会では、障害のある人の個別支援を大切にしながら、そこから見えてくる地域課題とその解決のための体制、地域づくりについて検討します。そして、障害のある人が、夢と希望をもつことのできるくらしを実現していくためには、身近な地域で必要な支援を受けることができること（地域を基盤としたソーシャルワーク）と、相互に支えあうことができる地域（地域福祉の基盤づくり）を作っていきます。



(岩間伸之, 原田正樹, 「地域福祉援助をつかむ」 2012, 有斐閣)

障害者総合支援法では、自立支援協議会が行うことについては、関係機関等の**連携の緊密化**と**支援体制の整備**と示しています。そうした視点から、(A) 個を地域で支える援助、(B) 個を支える地域をつくる援助 (C) 地域福祉の基盤づくりといったカテゴリー毎に目標等、整理をしました。

		連携の緊密化	支援体制の整備
援助 (A) 個を地域で支える	目標	障害のある人を支援する関係者で情報共有をし、個別課題を明確にする。	個人をエンパワメントする。
	手段 (例)	<ul style="list-style-type: none"> ・ ケース会議 ・ 地域会議等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ケース会議 ・ サービス等利用計画 ・ 個別支援計画
援助 (B) 個を支える地域をつくる	目標	ケースを通じたやりとり以外でも、顔の見える関係を作っていく。個別課題を積み上げ、地域課題として展開する。	個人を支えるネットワークをエンパワメントする。(支援者支援)
	手段 (例)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域会議等 ・ 相談支援部会 ・ 基幹相談支援センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実践報告会 ・ 専門的コンサルテーション事業
(C) 地域福祉の基盤づくり	目標	共通する地域課題について、分野を超えて取り組み、障害福祉分野を超えた協力者を増やしていく。	地域・地域資源をエンパワメントする。
	手段 (例)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実務者運営会議 ・ 基幹相談支援センター ・ 全体会 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門部会等



協議会は、特に (B) 個を支える地域をつくる援助と (C) 地域福祉の基盤づくりに対して活動していくことが求められます。それぞれの目標を達成していくために、どのような協議の場を設定していくのか、横須賀市の現状を皆で共有しながらえていきます。